令 和 3 年　第 1 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定　例　会　会　議　録

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

令和３年第１回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

目　　次

招集告示 …… 1

議員出席表 …… 2

説明員出席者 …… 3

議会事務局職員出席者 …… 3

提出議案一覧 …… 4

◎　議事日程（２月22日） …… 5

開会宣告 …… 7

諸般の報告 …… 7

日程第１　議席の指定について …… 8

日程第２　会議録署名議員の指名について …… 8

日程第３　会期の決定について …… 8

広域連合長の挨拶 …… 9

日程第４　議長の選挙について …… 10

日程第５　議案第１号の上程及び提案理由説明 …… 12

日程第６　上程議案に対する質疑

［議案第１号］ …… 12

日程第７　上程議案に対する討論及び表決

［議案第１号］ …… 12

日程第８　議案第２号から議案第６号まで及び報告第１号の上程及び提案理由

説明 …… 14

日程第９　上程議案等に対する質疑

［議案第２号から議案第６号まで及び報告第１号］ …… 15

日程第10　一般質問 …… 20

日程第11　上程議案等に対する討論及び表決

［議案第２号から議案第６号まで及び報告第１号］ …… 24

日程第12　閉会中所管事務調査について …… 27

閉会宣告 …… 27

会議録署名 …… 28
参考資料　議案等審議結果一覧表 …… 29
議案等質疑通告一覧表 …… 30
上程議案等 …… 33

令　和　３　年　第　１　回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定　例　会　会　議　録

㊞

茨城県後期高齢者医療広域連合告示第２号

令和３年第１回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を下記のとおり招集する。

令和３年２月２日

茨城県後期高齢者医療広域連合長　　豊　田　　稔

記

１　日　時　　令和３年２月 22 日　午後２時

２　場　所　　水戸市笠原町 978 番 26　茨城県市町村会館

以　上

議　員　出　席　表

令和３年第１回定例会

議席番号	議員の氏名	第１日
		２月22日
1	内　藤　丈　男	○
2	蛭　田　三　雄	○
3	福　田　一　夫	○
4	黒　川　輝　男	○
5	池　田　正　文	○
6	稲　葉　里　子	○
7	鴻　巣　義　則	○
8	原　部　　司	○
9	岡　野　一　男	○
10	菊　池　勝　美	○
11	坪　和　久　男	○
12	今　井　路　江	○
13	安　見　貴　志	○
14	石　井　めぐみ	○
15	遠　藤　憲　子	○
16	小久保　貴史	○
17	三　瓶　　武	○
18	坂　本　仙　一	○
19	箕　輪　　昇	／
20	寺　田　文　彦	○
21	大　貫　道　夫	○
22	冨　山　　豪	○

議席番号	議員の氏名	第１日
		２月22日
23	仁　平　正　巳	○
24	桜　井　広　美	○
25	松　戸　千　秋	○
26	田　谷　文　子	○
27	潮　田　新　正	○
28	山　本　　実	○
29	鈴　木　義　浩	○
30	髙　埜　栄　治	○
31	守　谷　智　明	○
32	笹　目　雄　一	○
33	田　家　勇　作	○
34	坂　本　純　治	○
35	小　林　祥　宏	○
36	河　野　健　一	○
37	齋　藤　忠　一	○
38	飯　田　洋　司	○
39	久保谷　　充	○
40	髙　橋　利　彰	○
41	宮　本　直　志	○
42	鈴　木　喜一郎	○
43	飯　田　　進	○
44	井　原　正　光	○

説　明　員　出　席　者（地方自治法第121条第１項）

広　域　連　合　長	豊　田　　稔	（北茨城市長）
副　広　域　連　合　長	染　谷　森　雄	（五霞町長）
事　務　局　長	根　本　智恵子	
監　査　委　員	小　沼　　均	
事務局次長兼会計管理者	佐　川　正　城	
総　務　企　画　課　長	澁　谷　憲　一	
事　業　課　長	尾　花　浩　二	

議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

議　会　事　務　局　長	太　田　和　成
書　　記	青　山　雅　仁

提　出　議　案　一　覧

議案第１号　茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて

議案第２号　茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第３号　令和３年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第４号　令和３年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

議案第５号　令和２年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）

議案第６号　令和２年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

報告第１号　専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）

議　事　日　程

２　月　２２　日

令　和　３　年　第　１　回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議　　事　　日　　程

令和３年２月22日（月）

午後２時開議

開会宣告

諸般の報告

日程第１　議席の指定について

日程第２　会議録署名議員の指名について

日程第３　会期の決定について

広域連合長の挨拶

日程第４　議長の選挙について

日程第５　議案第１号　茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて

日程第６　上程議案に対する質疑

【議案第１号】

日程第７　上程議案に対する討論及び表決について

【議案第１号】

日程第８　議案第２号　茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第３号　令和３年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第４号　令和３年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

議案第５号　令和２年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）

議案第６号　令和２年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

報告第１号　専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）

日程第９　上程議案等に対する質疑

【議案第２号から議案第６号まで及び報告第１号】

日程第10　　一般質問

日程第11　　上程議案等に対する討論及び表決

【議案第２号から議案第６号まで及び報告第１号】

日程第12　　閉会中所管事務調査について

閉会宣告

午後２時

開会宣告

○**副議長**（田家勇作君）　副議長の田家でございます。

議長が欠員となっておりますので、地方自治法第106条第１項の規定により議長の職務を務めさせていただきますので、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

それでは御報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は40名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和３年第１回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○**副議長**（田家勇作君）　この際、諸般の報告をいたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりですので、御了承願います。

地方自治法第121条第１項の規定により、説明のため、本定例会の会議に出席を求めた者の職、氏名は、お手元に配付してあります説明員出席者のとおりでありますので、御了承願います。

次に、議員の異動について御報告申し上げます。

水戸市議会選出の安藏栄議員、笠間市議会選出の大関久義議員から、一身上の都合により辞職したい旨の願いが出されましたため、副議長においてこれを許可いたしました。

また、つくば市議会選出の神谷大蔵議員が選出元市町村において任期満了となりました。

これにより、各選出元市町村において広域連合議会議員補欠選挙が執り行われ、令和２年10月19日に水戸市議会の内藤丈男議員、同年12月16日に笠間市議会の安見貴志議員、同年12月25日につくば市議会の小久保貴史議員が当選をされましたことを御報告申し上げます。

それでは、当選されました方々から御挨拶をいただきます。

初めに、内藤議員から御挨拶をお願いいたします。

○１番（内藤丈男君）　水戸市議会から選出されました内藤丈男でございます。

皆様と共に頑張ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。〔拍手〕

○副議長（田家勇作君）　ありがとうございました。

続きまして、安見貴志議員から御挨拶をお願いいたします。

○１３番（安見貴志君）　笠間市選出の安見貴志と申します。

高齢化が進む我が国におきまして、この議会のほうに参加をしまして、しっかりとやっていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。〔拍手〕

○副議長（田家勇作君）　ありがとうございました。

続きまして、小久保貴史議員から御挨拶をお願いいたしします。

○１６番（小久保貴史君）　つくば市議会から選出されました小久保貴史と言います。

共に頑張っていきます。よろしくお願いします。〔拍手〕

○副議長（田家勇作君）　ありがとうございました。

日程第１　議席の指定について

○副議長（田家勇作君）　日程第１、議席の指定を行います。

このたび当選されました議員の議席を、会議規則第４条第１項の規定により、ただいま着席のとおり指定いたします。よろしくお願いをいたします。

日程第２　会議録署名議員の指名について

○副議長（田家勇作君）　日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、20番寺田文彦議員、21番大貫道夫議員、以上２名を指名いたします。

日程第３　会期の決定について

○副議長（田家勇作君）　日程第３、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

今期定例会の会期は、本日１日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**副議長**（田家勇作君）　御異議なしと認めます。よって、会期は本日１日と決しました。

広域連合長の挨拶

○**副議長**（田家勇作君）　この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。

広域連合長豊田稔君。

〔広域連合長　豊田稔君　登壇〕

○**広域連合長**（豊田稔君）　令和３年第１回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

初めに、このたびの新型コロナウイルス感染症に感染された方々に対し、心からお見舞いを申し上げますとともに、感染拡大防止のため日々御尽力されている医療関係者の皆様に深く感謝を申し上げる次第であります。

議員の皆様方におかれましても、本日は大変御多用中のところ御出席いただき、また、日頃より後期高齢者医療制度の円滑な運営に御協力いただき、御礼を申し上げる次第であります。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、国内において感染が初確認されてから、はや１年となりました。依然として感染の拡大が続く中、現在、各市町村が全力で準備に取り組んでおられるワクチン接種などの対策により、一刻も早く収束へ向かうよう切に願うところでございます。

そのような中、後期高齢者医療制度については、制度改革に関する大きな動きがございました。一定所得以上の後期高齢者の窓口負担を２割に引き上げる方針が正式に決まり、現在開催されている通常国会に関連法案が提出されたところでございます。

当広域連合といたしましては、より一層健全な制度運営に努めてまいる所存であります。

また、今後、被保険者数の一層の増加が見込まれる中、被保険者の方々が安心して医療を受けられるよう、また健康寿命を延ばし健やかで心豊かな生活を送れるよう、市町村と一体となって全力で取り組んでまいりたいと思いますので、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

本日は、令和３年度当初予算案及び令和２年度補正予算など７件の案件について御審議をいただくことになっておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

○**副議長**（田家勇作君）　ありがとうございました。

14 時２分、38 番飯田議員が出席をいたしましたので御報告申し上げます。

また、14 時４分、２番蛭田議員が出席をいたしましたので御報告申し上げます。

また、14 時８分、14 番石井議員が出席をいたしましたので御報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は 43 名であります。

日程第４　議長の選挙について

○**副議長**（田家勇作君）　次に、日程第４、議長の選挙を行います。

選挙の方法といたしましては、地方自治法第 118 条第２項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**副議長**（田家勇作君）　御異議なしと認めます。よって、議長の選挙方法は指名推選と決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、副議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**副議長**（田家勇作君）　御異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決定をいたしました。

それでは指名いたします。

議長に内藤丈男議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました内藤丈男議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**副議長**（田家勇作君）　御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました内藤議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました内藤丈男議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により当選を告知いたします。

それでは、内藤丈男議長から御挨拶をお願いいたします。

〔議長　内藤丈男君　登壇〕

○**議長**（内藤丈男君）　ただいま議員の皆様方の御推挙によりまして議長に就任いたしました水戸市議会の内藤丈男でございます。

何分にもまだまだ不慣れではございますが、皆様方の御支援、御鞭撻を賜りながら、広域連合議長として円滑な議会運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。〔拍手〕

○**副議長**（田家勇作君）　ありがとうございました。

議員各位の御協力によりまして、議長選挙を滞りなく終了することができました。ここに心より感謝申し上げます。

それでは、本席を議長と交代いたします。

〔副議長　田家勇作君　退席、議長　内藤丈男君　着席〕

○**議長**（内藤丈男君）　それでは、改めて会議を進めさせていただきます。

日程第５　議案第１号　茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて

○**議長**（内藤丈男君）　日程第５、議案第１号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

広域連合長豊田稔君。

〔広域連合長　豊田稔君　登壇〕

○**広域連合長**（豊田稔君）　それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第１号　茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることにつきましては、副広域連合長に五霞町長の染谷森雄氏を選任したいと存じます。

染谷氏は、平成19年から五霞町長を務められ、行政運営の経験も豊富であります。また、染谷氏は五霞町長の職務に励まれるとともに、茨城県町村会長などの要職を歴任されており、副広域連合長の適任者であります。

以上、御提案を申し上げます。議員各位におかれましては、御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○**議長**（内藤丈男君）　以上で提案理由の説明は終了しました。

日程第６　上程議案に対する質疑

○**議長**（内藤丈男君）　日程第６、上程議案に対する質疑を行います。

ただいまのところ通告はありません。

これで上程議案に対する質疑を終結いたします。

日程第７　上程議案に対する討論及び表決について

○**議長**（内藤丈男君）　日程第７、上程議案に対する討論及び表決を議題といたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

これで討論を終結いたします。

これより議案第１号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第１号は、原案のとおり同意することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長**（内藤丈男君）　総員起立。よって、議案第１号を原案のとおり同意することに決しました。

ただいま同意されました染谷森雄副広域連合長を、地方自治法第121条第１項の規定により説明員として出席を求めますので、御了承願います。

暫時休憩します。そのままお待ちください。

午後２時20分休憩

午後２時21分再開

○**議長**（内藤丈男君）　再開いたします。

この際、副広域連合長から挨拶を行いたい旨の申出がございますので、これを許します。

副広域連合長染谷森雄君。

〔副広域連合長　染谷森雄君　登壇〕

○**副広域連合長**（染谷森雄君）　どうも皆さん、改めましてこんにちは。

ただいま茨城県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長の選任、同意をいただきました五霞町の染谷でございます。

ただいま大役をお引き受けすることになりまして、その責任の重さを感じているところでございます。実は私も団塊の世代の一員でございまして、まもなく後期高齢者になろうとしております。2025年に向けては超高齢社会が到来するわけでございますので、この広域連合の役目も大変重いものになろうかと思いますが、ひとつ豊田広域連合長の御指導の下、また議員の皆様方の御協力を賜りまして一生懸命努めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げまして、簡単ですが御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。〔拍手〕

日程第８　議案第２号　茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第３号　令和３年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第４号　令和３年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

議案第５号　令和２年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）

議案第６号　令和２年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

報告第１号　専決処分の報告及び承認を求めることについて

○**議長**（内藤丈男君）　次に、日程第８、議案第２号から議案第６号まで及び報告第１号、以上６件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長**（内藤丈男君）　御異議なしと認めます。

よって、議案第２号から議案第６号まで及び報告第１号、以上６件を一括議題とすることに決しました。

それでは、ただいまの６件について提出者から提案理由の説明を求めます。

広域連合長豊田稔君。

〔広域連合長　豊田稔君　登壇〕

○**広域連合長**（豊田稔君）　それでは、引き続きまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第２号、後期高齢者医療に関する条例の改正につきましては、平成30年度税制改正に伴い、後期高齢者医療保険料に関する規定の見直しが行われたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第３号、令和３年度一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,048万7,000円とするものでございます。

議案第４号、令和３年度特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,436 億 1,095 万 2,000 円とするものでございます。

議案第５号、令和２年度一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,960 万 3,000 円を減額するものでございます。

議案第６号、令和２年度特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 65 億 8,234 万 8,000 円を減額するものでございます。

報告第１号、専決処分の報告及び承認を求めることにつきましては、議会招集の時間的余裕がなかったことから、地方自治法の規定に基づき、第三者行為による損害賠償請求の訴訟の和解をすることについて専決処分を行ったものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議の上、原案に御賛同賜りますようお願いを申し上げるものであります。

○**議長**（内藤丈男君）　以上で６件の提案理由の説明は終了しました。

日程第９　上程議案等に対する質疑

○**議長**（内藤丈男君）　次に、日程第９、議案第２号から議案第６号まで及び報告第１号、以上６件の上程議案等に対する質疑を行います。

あらかじめ発言通告がありました発言者に申し上げます。

発言者の発言時間は、日程第９、議案質疑と日程第10、一般質問を合わせて15分以内といたします。

それでは、質問を許します。

15番遠藤憲子君。

〔15 番　遠藤憲子君　登壇〕

○**１５番**（遠藤憲子君）　15 番遠藤憲子でございます。

通告しております議案質疑を行います。

初めに、議案第４号　令和３年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計について、３点お尋ねをいたします。

初めに、１点目は 32 ページ、歳入の部でございます。市町村負担金で保険料等負担金が 638 億 5,890 万 6,000 円の計上でございますが、被保険者数、給付費増について伺うものです。

昨年保険料が引き上げられました。令和４年度には団塊世代が後期高齢者医療に加入してくることから、令和３年度の予算編成では被保険者数の伸びをどのように捉えたのでしょうか、お尋ねをいたします。

また、歳出におけます給付費の説明では、特別会計歳出の 99.3％とのことでございました。前年度と比較しますと 1.5％増とした経緯について伺います。

そして、２点目は、特例軽減廃止によります被保険者への保険料負担増についてです。

昨年と比較しまして、低所得者への軽減が廃止をされ、本則の７割になっております。保険料増になった対象者の人数、金額についてお尋ねをいたします。

そして、３点目は 49 ページです。長寿健康増進事業費６億 1,823 万円のうち 12 の委託料で、保健事業の一体的実施に係る委託料５億 9,268 万円の事業内容についてです。

昨年度は１億 100 万円の計上でございましたが、今回４億 9,100 万円の増額となっております。大変大幅な増額と思います。令和６年度には全市町村で実施の方向と聞いております。財源については、国の補助金、さらに被保険者の保険料が使われるということですが、現在のコロナ禍の中でどこまでの計画なのか、今コロナで大変な苦労を強いられている市町村に強いることにならないのか、事業内容についてお尋ねをいたします。

続きまして、議案第６号です。令和２年度の茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計の補正予算（第２号）です。

歳入で市町村負担金 14 億 7,552 万円減額補正でございました。理由が保険料の見込み減とございましたが、令和２年度には保険料の値上げが行われました。皆様に資料を要求しておりまして、それを見ていただけると分かると思いますが、所得階層、この資料を見ても全国に比べて茨城県は低い位置にあるのではないかというふうに思われます。保険料の見込み減、この理由についてお尋ねをいたします。

○**議長**（内藤丈男君）　ただいまの質疑に対して、執行部の答弁を求めます。

事務局長根本智恵子君。

〔事務局長　根本智恵子君　登壇〕

○**事務局長**（根本智恵子君）　遠藤議員の質問にお答えをいたします。

初めに、令和３年度後期高齢者医療特別会計当初予算における市町村負担金に関する御質問についてでございます。

まず、保険料等負担金の積算につきましては、令和２年度本算定時の保険料額に被保険者見込数の前年比伸び率 1.23%を乗じ、令和３年度本算定時保険料額を算出し、次に、算出した令和３年度本算定時保険料額に本算定時から年度末までの保険料額の平均伸び率 1.96%を乗じ、異動賦課による保険料額を算出しております。

さらに、均等割額の特例軽減廃止による影響額を加え、年間保険料額を算定しております。

次に、医療給付費につきましては、平均被保険者数に１人当たり医療給付費の見込額を乗じて算出をいたしております。

まず、平均被保険者数につきましては、令和２年９月時点の住基情報を基に、月ごとに 75 歳年齢到達予定者数と転入、障害者等、年齢到達者以外の資格取得者を加算し、死亡者等の資格喪失者見込数を減算することにより被保険者数を推定し、令和３年度における平均被保険者数を 42 万 3,471 人と見込んでおります。

また、１人当たりの医療給付費につきましては、過去５年の平均伸び率を基に 80 万 443 円で見込んでおります。この結果、令和３年度の医療給付費は、令和２年度当初予算と比較し 1.48%の伸びになっております。

一方、保険料等負担金につきましては、令和２年度当初予算と比較し 1,461 万 1,000 円の減となっております。これは、令和２年度当初予算の計上額は２年ごとに見直すこととされている保険料率改定の１年目に当たることから、保険料率算定における医療給付費の所要額と連動して予算計上しておりますが、令和３年度は保険料率改定の２年目であり、保険料率算定時から時間が経過しているため、当初の推計値からどうしてもずれが生じてまいります。このため、令和３年度の保険料等負担金については、令和２年度の状況を踏まえて積算する必要がございます。保険料は、令和３年度の被保険者に対し、令和２年の所得を基に定められた保険料率により賦課することとなりますので、保険料率改定の２年目である令和３年度の医療給付費の所要額と保険料賦課は直接関係しないことになります。

先ほど申し上げたとおりに、令和３年度の保険料等負担金を算出した結果、令和２年度当初予算と比較し減額となるものでございます。

続きまして、令和３年度に均等割額の特例軽減が廃止になる対象者数と影響額についてでございますが、令和２年度本算定時の被保険者数と所得額から試算いたしますと、7.75 割軽減から７割軽減になる対象者数は７万 5,353 人で、影響額は１人当たり 3,500 円、総額が約２億 6,000 万円となっております。

続きまして、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る委託料の事業内容についてお答えいたします。

まず、委託料の積算に当たっては、令和２年度実施の６市町と、予算積算時点で令和３年度から実施予定とした 20 市町村を合わせた計 26 市町村が、全ての日常生活圏域で取り組むことを想定し、計上いたしました。

具体的な事業内容につきましては、現在、市町村において地域の健康課題などを踏まえながら検討を進めているところですが、当広域連合において把握しているおおよその内訳といたしましては、栄養・口腔・服薬に関わる相談の取組を行う市町村が６、生活習慣病等の重症化予防に関わる相談・指導の取組を行う市町村が 18、重複・頻回受診者、重複投薬者等への相談・指導の取組を行う市町村が３、健康状態が不明な高齢者の状態把握、必要なサービスへの接続の取組を行う市町村が５となっております。

今後、新年度の実施体制等を踏まえた上で取組の詳細を決定していくこととなりますので、引き続き実施予定市町村と連携を密にしながら、丁寧に協議を進めてまいります。

なお、コロナ禍で市町村におきましても実施体制の構築がなかなか難しいという市町村もございます。一方で、コロナで高齢者が外に出ない、引きこもって体調を崩されるということもございますので、そこは各市町村の状況に応じまして、準備ができたところから順次進めていただければと考えております。

最後に、令和２年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）における市町村負担金が減額となる理由についてでございます。

保険料等負担金につきましては、保険料率算定時に過去５年間の平均伸び率から所得額を見込み今年度の保険料額を算定いたしましたが、所得額、特に事業所得、不動産所得、譲渡所得等のその他の所得が見込みよりも伸びなかったことにより保険料額が減少したため減額補正となっております。

以上でございます。

○**議長**（内藤丈男君）　ただいまの答弁に対し、再質問はございますか。

遠藤憲子君。

発言の残り時間は 11 分９秒でございます。

〔15 番　遠藤憲子君　登壇〕

○**１５番**（遠藤憲子君）　ただいま御答弁いただきました。

１点目の被保険者数、結局は１人当たり増えているということは分かったんですけれども、実際にどの程度、人数ですね、どの程度見ていたのかを伺いたいと思います。

前に資料をいただきましたもので見ますと、4,000 人ぐらいかなと思っているんですけれども、その人数、実際に計算をしたその人数について伺いたいと思います。

それから、給付費のほうなんですけれども、1.5%増、１人当たり 80 万円ですか、そのぐらいの金額ということなんですけれども、この金額というのは全国的に比べてどうなのか、その辺を確認をしたいと思います。

そして、２点目の負担軽減、保険料の負担増、約２億 6,000 万円の負担だということなんですが、結局これが令和３年度の予算の中から減っているということであると思います。この保険料の負担増、私どもよく均等割の負担増というのは、大変、所得のあるなしにかかわらず、保険料が負担する大きな要因だというふうに言っておりましたので、この令和３年度におきましても２億 6,000 万円、結局は国からのお金がなくなるという、国から公費が来ないという、この辺だと思いますが、その辺を確認したいと思います。

そして、保健事業の一体的な問題ですが、今、コロナの中で、各自治体では今そういうような計画というところまではとてもではないけれども手が回らない。先ほどおっしゃっていただきました、そういう計画というのは当然分かっているのだけれども、そういうようなことに対して、広域連合のほうから何らかのアドバイスというか、そういうようなことなどについてはどのように考えているのか伺いたいと思います。以上です。

○**議長**（内藤丈男君）　ただいまの質疑に対して、執行部の答弁を求めます。

事務局長根本智恵子君。

〔事務局長　根本智恵子君　登壇〕

○**事務局長**（根本智恵子君）　ただいまの遠藤議員からの追加質問につきましてお答えをいたします。

まず１点目の被保険者数についてですけれども、令和３年度の被保険者の予定といたしましては、先ほど申しましたが、42 万 3,471 人と見込んでございます。こちらにつきましては、令和元年度の実際の平均被保険者数の実績としては 41 万 4,604 人になってございます。

それから、給付費の約 80 万円につきまして、全国と比べてどうかということでございますが、１人当たりの医療費につきまして、全国の状況としては、平成 30 年度までしか出ていないのですが、平成 30 年度ですと、茨城県の広域連合の１人当たりの医療費が 84 万 6,461 円というときに、全国の順位は 34 位になってございます。

それから、２番目の特例軽減の廃止の削減された部分につきましてですが、これまで特例軽減の廃止に関しましては、国からの交付金で賄われておりますので、その分が被保険者からの保険料として頂戴するということになります。

それから、３番目の保健事業と介護予防の一体的実施に関しまして、広域連合のほうから何らかのアドバイスをしているのかというような御質問だったかと存じますが、私どもとしましては、市町村を対象にしまして研修会を、令和２年度ですと２回実施いたしまして、先行して取り組んでいらっしゃる市町村の取組状況の具体的なところをお話いただいたり、あと企画調整でいろいろ国保データベースの医療費の状況を分析する必要がございますので、そちらにつきまして、国保連の方と連携しまして、実際の分析の方法等、研修の機会を設けております。

それから、来年度から実施予定とされている市町村につきましては、順次、私ども担当のほうが市町村のほうに伺いまして、いろいろな協議を行いながら、いろいろな課題等も聞きながら、できる範囲でのアドバイスをやっているところでございます。

今後とも市町村のほうとは連携を密にして、足りないところにつきましては、できるだけデータを提供するとか、情報提供して実施しやすいように努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○**議長**（内藤丈男君）　ただいまの答えで結構ですか。

日程第 10　一般質問

○**議長**（内藤丈男君）　次に、日程第10、一般質問を行います。

それでは、質問を許します。

15番遠藤憲子君。

発言の残り時間は８分47秒です。

〔15 番　遠藤憲子君　登壇〕

○**１５番**（遠藤憲子君）　それでは、一般質問を行います。

政府は、75歳以上の医療費の窓口負担につきまして、年金を含みます年収200万円以上の被保険者負担を１割から２割に引き上げるという医療制度改革関連法案を閣議決定いたしました。現役世代の負担軽減を図ると言っておりますが、今回の引上げによりまして、現役世代の負担軽減は年間にいたしますと、１人当たりの負担は350円

との報道もございます。実施は2022年の後半としておりますけれども、窓口負担の引上げによります対象者数、また負担増につきまして、この負担増に対する広域連合の考えについて伺いたいと思います。

先ほど述べました、単身では年収で200万円を超える方です。御夫婦では年収で320万円、この方々の負担が２割に引き上げるということでございます。既に現役並みの所得の被保険者の方は、単身では、年収で383万円以上、夫婦では520万円以上の方は既に３割負担となっております。全国では370万人が対象となってきます。もともと安倍政権時代に、全世代型社会保障などと言いまして、社会保障を削減していく、このことが国の姿勢であり、負担を被保険者に負わせる、このようなことは到底承服しかねるというものでございます。医療関係者の方からも、コロナ禍でのこの負担増、受診控えや重症化を招くと指摘をする声もございます。

引上げによります県内の対象者、そして負担増について、広域連合では負担増をどう捉えているのか、お尋ねをいたします。

そして、２点目では、今の新型コロナ感染によります被保険者の保険料軽減の状況と減免制度についてお尋ねをいたします。

コロナ対策としても保険料の減免等に国は財政措置を講じております。もともと財政運営が厳しいこの制度に対する支援は当然であります。各自治体では対象となる人に漏れなく周知をされていたのか、また、減免制度につきまして、低所得者に対する減免はありますけれども、対象とならない申請減免について考えをお尋ねいたします。

○**議長**（内藤丈男君）　それでは、ただいまの一般質問に対する執行部の答弁を求めます。

事務局長根本智恵子君。

〔事務局長　根本智恵子君　登壇〕

○**事務局長**（根本智恵子君）　遠藤議員の一般質問にお答えいたします。

まず、窓口一部負担割合の見直しについてでございます。

後期高齢者医療制度の被保険者のうち、３割負担の被保険者を除き、単身世帯で課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上の方について、窓口負担割合を１割から２割とすることが12月15日に閣議決定され、今通常国会に関係法案が提出されました。窓口負担が２割となる対象者数は、国が社会保障審議会に示した資料によりますと、全国で約370万人、本県は約９万人とされており、2022年度の１人当たり平均窓口負担額は、現行で８万3,000円のところ、２割負担になると３万4,000円増の11万7,000

円となりますが、外来受診において施行後３年間、１か月の負担増を最大でも3,000円とする配慮措置を講じることで、２万6,000円増の10万9,000円となると試算されております。

当広域連合といたしましては、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じ、勤労世代の高齢者医療への負担状況に配慮しつつも、高齢者が必要な医療を受ける機会が確保されるよう、高齢者の疾病、生活状況等の実態及び所得状況等を考慮し、慎重かつ十分な議論を重ねること、やむを得ず窓口負担を引き上げる場合は激変緩和措置を講じるなど、被保険者に配慮するとともに、十分な周知期間を設け、被保険者へ国による丁寧な説明を行うことなどを要望してきたところでございます。

国では、全世代型社会保障検討会議や社会保障審議会医療保険部会において様々な視点から議論がなされ、最終的に冒頭申し上げたとおり、全世代型社会保障改革の方針において後期高齢者の自己負担の在り方が閣議決定されたということでございます。

後期高齢者の立場からは、負担割合は低いほうが望ましいわけでございますが、現役世代の負担が過重となり、後期高齢者医療制度を安定的に持続させていくことができなくなることは避けなければなりません。負担能力に応じたものへと見直しがなされることは、長期的に見てやむを得ないものと考えておりますが、後期高齢者及び現役世代にとりましてより望ましい制度となりますよう、全国協議会を通じ、引き続き国へ要望してまいりたいと考えております。

それから、続きまして新型コロナウイルス感染症の影響によります保険料の減免の関係について御質問をいただきましたが、対象者に対しての周知ということでございますが、まず、私ども広域連合のホームページに掲載しますとともに、市町村にも周知をお願いしております。それから、被保険者証の更新のときに関連するリーフレットを同封いたしまして、そちらで御案内をしております。

それから、この新型コロナウイルス感染症に関する減免制度に該当しない方に対してということでございますけれども、私どもの既存の減免等に関する取扱要綱等もございますので、そちらに該当する方はこちらでということになりますが、特別な要綱のほうに該当されない方につきましてですけれども、こちらの特例の対応は国からの財政支援を受けてやっているというところもございまして、該当しない方に関しまして、現在のところ、これ以上の何か手立てといいますか、そういったものは特に用意していない状況にございます。以上でございます。

○**議長**（内藤丈男君）　ただいまの答弁に対し、再質問はございますか。

遠藤憲子君。

発言の残り時間は５分42秒でございます。

〔15番　遠藤憲子君　登壇〕

○**１５番**（遠藤憲子君）　１点目の75歳以上の医療費の窓口負担の問題についてです。

先ほど少し述べましたけれども、広域連合には窓口負担が減ったからといっても、収入が増加するということではありません。減るのは公費、つまり国の負担だけが減るわけですね。その分は被保険者の負担になるということでございます。

政府は、これまでも国の財政負担というのを後退させてきた経緯があります。1983年の老人医療費、これを有料化したときには国庫負担の割合は45％でした。しかし、2008年にこの後期高齢者医療制度を導入したときには35％に国の負担を引き下げました。まさに今、このコロナ禍の下で、国負担、これを元に戻すということが急務ではないでしょうか。広域連合として、国民の命と暮らし、これを守るためにも、このような負担増について国に意見を述べるべきではないかと思いますが、先ほど国に対しても連合としてはいろいろと申し述べているということもありましたけれども、どのようなことなのか、再度この辺をお尋ねをいたします。

それと、申請減免のことなんですが、確かにホームページを見ますといろいろと減免制度についても述べてありますけれども、例えば、今新型コロナに関しましては、皆様のところにも資料として配付されていると思いますが、コロナの感染症の影響によります減免件数、令和２年度につきましては、申請件数、そして決定件数、そしてまた却下ということもございます。申請をされていないような自治体などもありますので、この辺について、全てがコロナによるということではないかもしれませんけれども、こういうような、連合として独自のこういう減免制度について持っているのか、それとも、なければこれからつくるお考えがあるのかどうか、この辺を確認をしたいと思います。

○**議長**（内藤丈男君）　事務局長根本智恵子君。

〔事務局長　根本智恵子君　登壇〕

○**事務局長**（根本智恵子君）　ただいまの遠藤議員の追加の御質問にお答えをいたします。

まず１点目の国への要望の状況につきまして御質問をいただいたかと存じますが、窓口の負担見直しに関しましては、先ほど申し上げましたような形で要望をしてきた

ところでございます。勤労世代の負担状況に配慮しつつも、高齢者が必要な医療を受ける機会が確保されるように、高齢者の実態を考慮しながら慎重かつ十分な議論を重ねることということと、やむを得ず窓口負担の割合を引き上げる場合には、激変緩和措置を設けるとともに十分な周知期間等を設けてくださいというようなことを要望してまいりました。

それから、それ以外の項目ということで申し上げますと、新型コロナウイルス感染症対策について、受診控えすることなく安心して医療の提供が受けられるような医療体制の整備や人材確保について対策を講じるとともに、必要な財政支援を講じることといったこと、それから私ども広域連合の財政関係につきまして、財政負担の在り方について広域連合が安定した運営体制を確立するための中長期的なビジョンを早急に示して、公費支援金、保険料のバランスについて、高齢者だけが負担増とならないよう、定率国庫負担割合の増加と国の財政支援を拡充するようにといったことを申し上げております。それから、私どもの運営体制の組織機能の強化等についても要望をしているところでございます。主なものを申し上げさせていただきました。以上でございます。

○**議長**（内藤丈男君）　以上で一般質問を終結いたします。

日程第 11　上程議案等に対する討論及び表決

○**議長**（内藤丈男君）　日程第11、議案第２号から議案第６号まで及び報告第１号、以上６件の上程議案等に対する討論及び表決を行います。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。

15番遠藤憲子議員。

〔15 番　遠藤憲子君　登壇〕

○**１５番**（遠藤憲子君）　それでは、反対討論を述べます。

議案第４号　令和３年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算です。

令和２年度に保険料の大幅引上げが行われ、さらには低所得者に対します軽減見直しによりまして、被保険者は大幅な負担増に見舞われました。令和３年度でも均等割の軽減見直しで7.75％が７％になり、負担増となりました。

質問でこの点を問いただしましたところ、約２億6,000万円、７万5,353人がこの対象となります。高齢者は複数の病気を抱え、長期にわたって幾つもの医療機関を受診するので、給付費が増えると言われています。だからこそ、国も予防に力を入れております。今回の保健事業の一体でもありますように、フレイルという、虚弱にならないような取組を重要視されております。新型コロナの感染収束も見えない中で、各自治体ではワクチン接種もこれから始まろうとしております。後期高齢者の均等割、これは所得のあるなしにかかわらず、被保険者にとっては負担となってまいります。

４月からは第８期の介護保険計画により保険料の増の計画も各自治体でされていると聞いております。さらに、75歳以上の医療費の窓口負担、2022年の後半から、このように言われておりますけれども、医療費の窓口負担２割への引上げは、コロナ危機の下で弱者にむち打つものだと怒りの声が広がっております。

連合長も挨拶の中で述べておりますが、一定所得以上の窓口を２割、正式に閣議決定がなされたということではございますが、高齢者の命と暮らしを守る、その役割は広域連合が果たさなければならないと思います。

以上のことによりまして、議案第４号に反対をいたします。委員各位の皆さんに御賛同をお願いいたしまして、反対討論といたします。

○**議長**（内藤丈男君）　以上で15番遠藤憲子君の討論を終了します。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第２号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第２号は原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長**（内藤丈男君）　総員起立。よって、議案第２号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第３号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第３号は原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長**（内藤丈男君）　総員起立。よって、議案第３号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第４号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第４号は原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長**（内藤丈男君）　起立者多数。よって、議案第４号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第５号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第５号は原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長**（内藤丈男君）　総員起立。よって、議案第５号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第６号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第６号は原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長**（内藤丈男君）　総員起立。よって、議案第６号は原案のとおり可決することに決しました。

これより報告第１号を採決いたします。

お諮りいたします。

報告第１号は原案のとおり承認することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長**（内藤丈男君）　総員起立。よって、報告第１号は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 12　閉会中所管事務調査について

○**議長**（内藤丈男君）　次に、日程第12、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付してあります印刷物のとおり、議会運営委員会から閉会中所管事務調査の申出があったものでございます。

お諮りいたします。

本件は、議会運営委員会からの申出のとおり決定することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長**（内藤丈男君）　御異議なしと認め、さよう決しました。

閉会宣告

○**議長**（内藤丈男君）　それでは、以上をもちまして今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。よって、令和３年第１回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後３時12分閉会

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

議　　長　　内藤　丈男

２　０　番　　寺田　文彦

２　１　番　　大貫　道夫

参　考　資　料

議案等審議結果一覧表

広域連合長提出のもの

議案番号	件　　名	上程年月日 議決年月日	議決結果
議案第１号	茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて	Ｒ３．２．22 Ｒ３．２．22	原案同意
議案第２号	茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	Ｒ３．２．22 Ｒ３．２．22	原案可決
議案第３号	令和３年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	Ｒ３．２．22 Ｒ３．２．22	原案可決
議案第４号	令和３年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	Ｒ３．２．22 Ｒ３．２．22	原案可決
議案第５号	令和２年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）	Ｒ３．２．22 Ｒ３．２．22	原案可決
議案第６号	令和２年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	Ｒ３．２．22 Ｒ３．２．22	原案可決
報告第１号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）	Ｒ３．２．22 Ｒ３．２．22	承認

議案等質疑通告一覧表

【議案質疑】

質　問　者	遠　藤　　憲　子　　議員
質　問　事　項	質　問　要　旨
1【議案第４号　令和３年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計】	1）予算書 32 頁の歳入における市町村負担金で保険料等負担金 638 億 5,890 万 6,000 円の計上だが、被保険者数、給付費増の判断について 2）特例軽減廃止による被保険者への保険料負担増について、対象者数、金額は 3）予算書 49 頁の長寿健康増進事業費 6 億 1,823 万円のうち、12 委託料で保健事業の一体的実施にかかる委託料 5 億 9,268 万円の事業内容について
2【議案第６号　令和２年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）】	1）歳入で市町村負担金 14 億 7,552 万円減額補正で保険料の見込み減とあるが、理由について

【一般質問】

質　問　者	遠　藤　　憲　子　　議員
質　問　事　項	質　問　要　旨
1【医療費窓口負担の引き上げについて】	1）政府は 75 歳以上の医療費窓口負担について、年金を含む年収 200 万円以上の被保険者負担を１割から２割に引き上げる医療制度改革関連法案を閣議決定した。現役世代の負担軽減を図るとしているが、今回の引き上げによる負担軽減は年間 1 人当たり 350 円との報道もある。実施は 2022 年後半としているが、窓口負担の引き上げによる対象者数、負担増について。また、広域連合の考えは
2【新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免について】	1）新型コロナ感染による被保険者の保険料軽減の状況と減免制度について

【討　　論】

質　問　者	遠　藤　　憲　子　　議員
発　言　事　項	発　言　要　旨
1 【反対討論】	議案第４号　令和３年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

上　程　議　案　等

議案第１号

茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年市町村指令第 23 号）第 11 条の規定に基づき、副広域連合長に下記の者を選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 162 条の規定により、議会の同意を求めるものである。

令和３年２月 22 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長　　豊　田　　稔

記

氏　　名　　染谷森雄（そめや もりお）
生年月日　　昭和 22 年２月８日
住　　所　　猿島郡五霞町大字山王山 347 番地４

（提案理由）

茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長であった小谷隆亮氏が、令和２年９月 21 日をもって大洗町長の任期満了により失職となった。よって、副広域連合長として適任である染谷森雄氏を選任したいため、議会の同意を求める。

参　考

染谷森雄（そめやもりお）　氏略歴

平成 19 年　5 月	五霞町町長に就任
平成 29 年 11 月	茨城県町村会会長に就任
	現在に至る

議案第２号

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和３年２月 22 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長　　豊　田　　稔

（提案理由）

平成 30 年度税制改正に伴う給与所得控除の見直し等により、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第 270 号）が令和２年９月４日に公布され、後期高齢者医療保険料の減額に関する規定についての見直しが行われた。（施行日：令和３年１月１日）。これに伴う所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第22号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「地方税法第314条の２第２項」を「同法第314条の２第２項」に改める。

第14条第１項第１号中「地方税法第314条の２第２項に規定する金額」を「同法第314条の２第２項第１号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（次号及び第３号において「被保険者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第１項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の２第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第３号において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、地方税法第314条の２第２項第１号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第２号及び第３号中「同条第２項に規定する金額」を「同条第２項第１号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第４号中「前各号」を「前３号」に改め、「（昭和40年法律第33号）」を削る。

附則第２条中「第14条第１項第１号から第３号までの規定中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第２項第１号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額）」と、同項第２号及び第３号中「同条第２項」とあるのは「地方税法第314条の２第２項」を「第14条第１項第１号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第２項第１

号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額）及び」と、「同法第314条の２第２項第１号」とあるのは「地方税法第314条の２第２項第１号」と、「110万円」とあるのは「125万円」と、同項第２号及び第３号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第２項第１号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額）」と、「同条第２項第１号」とあるのは「地方税法第314条の２第２項第１号」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和３年度以降の年度分の保険料について適用し、令和２年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第３号

令和３年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和３年度茨城県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,080,487 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 235 条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000 千円と定める。

令和３年２月 22 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長　　豊　田　　稔

第 1 表　　歳 入 歳 出 予 算

歳　入　　（単位　千円）

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1，076，545
	1 負担金	1，076，545
2 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
3 繰入金		1
	1 基金繰入金	1
4 繰越金		2，000
	1 繰越金	2，000
5 諸収入		1，940
	1 預金利子	1
	2 雑入	1，939
歳入合計		1，080，487

歳　出　　（単位　千円）

款	項	金額
1 議会費		2，781
	1 議会費	2，781
2 総務費		278，501
	1 総務管理費	278，254
	2 選挙費	97
	3 監査委員費	150
3 民生費		797，204
	1 社会福祉費	797，204
4 公債費		1
	1 公債費	1
5 予備費		2，000
	1 予備費	2，000
歳出合計		1，080，487

一般会計

議案第４号

令和３年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

令和３年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 343,610,952 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 235 条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第 292 条の規定により準用する同法第 220 条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和３年２月 22 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長　　豊　田　　稔

第 1 表　　歳 入 歳 出 予 算

歳　入　　（単位　千円）

款	項	金　額
1 市町村負担金		63,858,906
	1 市町村負担金	63,858,906
2 国庫支出金		111,171,747
	1 国庫負担金	82,453,788
	2 国庫補助金	28,717,959
3 県支出金		28,585,073
	1 県負担金	28,585,072
	2 財政安定化基金交付金	1
4 支払基金交付金		138,044,205
	1 支払基金交付金	138,044,205
5 特別高額医療費共同事業交付金		144,831
	1 特別高額医療費共同事業交付金	144,831
6 財産収入		26
	1 財産運用収入	26
7 繰入金		1,073,300
	1 一般会計繰入金	797,204
	2 基金繰入金	276,096
8 繰越金		7
	1 繰越金	7
9 県財政安定化基金借入金		1
	1 県財政安定化基金借入金	1
10 諸収入		732,856
	1 延滞金、加算金及び過料	3
	2 預金利子	5,692
	3 雑入	727,161
歳入合計		343,610,952

後期高齢者医療特別会計

歳　出　　（単位　千円）

款	項	金額
1 総務費		858,779
	1 総務管理費	857,467
	2 賦課徴収費	1,312
2 保険給付費		341,132,646
	1 療養諸費	325,942,084
	2 高額療養諸費	13,819,311
	3 その他医療給付費	1,371,251
3 県財政安定化基金拠出金		91,721
	1 県財政安定化基金拠出金	91,721
4 特別高額医療費共同事業拠出金		145,034
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	145,034
5 保健事業費		1,319,522
	1 健康保持増進事業費	1,319,522
6 基金積立金		31
	1 基金積立金	31
7 公債費		1,056
	1 県財政安定化基金償還金	1
	2 公債費	1,055
8 諸支出金		57,163
	1 償還金及び還付加算金	57,163
9 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳出合計		343,610,952

議案第５号

令和２年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）

令和２年度茨城県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ69,603千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ971,016千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和３年２月22日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長　　豊　田　　稔

第 1 表　　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 分担金及び負担金		1,031,066	△68,823	962,243
	1 負　担　金	1,031,066	△68,823	962,243
2 財　産　収　入		4	1	5
	1 財産運用収入	4	1	5
5 諸　収　入		2,387	△781	1,606
	2 雑　入	2,386	△781	1,605
歳　入　合　計		1,040,619	△69,603	971,016

歳　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 総　務　費		276,311	△10,734	265,577
	1 総務管理費	276,047	△10,734	265,313
3 民　生　費		760,432	△58,869	701,563
	1 社会福祉費	760,432	△58,869	701,563
歳　出　合　計		1,040,619	△69,603	971,016

議案第６号

令和２年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

令和２年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,582,348千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ338,793,862千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和３年２月22日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長　　豊　田　　稔

第 1 表　　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 市町村負担金		63,706,419	△1,475,521	62,230,898
	1 市町村負担金	63,706,419	△1,475,521	62,230,898
2 国庫支出金		109,145,298	△1,552,418	107,592,880
	1 国庫負担金	81,191,605	△1,596,794	79,594,811
	2 国庫補助金	27,953,693	44,376	27,998,069
3 県支出金		28,094,868	△532,265	27,562,603
	1 県負担金	28,094,867	△532,265	27,562,602
4 支払基金交付金		136,036,362	△2,986,208	133,050,154
	1 支払基金交付金	136,036,362	△2,986,208	133,050,154
5 特別高額医療費共同事業交付金		105,641	15,108	120,749
	1 特別高額医療費共同事業交付金	105,641	15,108	120,749
7 繰入金		760,433	△58,869	701,564
	1 一般会計繰入金	760,432	△58,869	701,563
10 諸収入		682,694	7,825	690,519
	1 延滞金、加算金及び過料	3	833	836
	3 雑入	675,038	6,992	682,030
歳入合計		345,376,210	△6,582,348	338,793,862

後期高齢者医療特別会計

歳　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総務費		836,837	△55,683	781,154
	1 総務管理費	835,530	△55,683	779,847
2 保険給付費		336,072,284	△7,040,391	329,031,893
	1 療養諸費	320,988,516	△7,036,284	313,952,232
	2 高額療養諸費	13,811,718	28,543	13,840,261
	3 その他医療給付費	1,272,050	△32,650	1,239,400
4 特別高額医療費共同事業拠出金		105,844	18,954	124,798
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	105,844	18,954	124,798
5 保健事業費		837,574	△140,323	697,251
	1 健康保持増進事業費	837,574	△140,323	697,251
6 基金積立金		682,542	579,487	1,262,029
	1 基金積立金	682,542	579,487	1,262,029
8 諸支出金		6,743,353	55,608	6,798,961
	1 償還金及び還付加算金	6,743,353	55,608	6,798,961
歳出合計		345,376,210	△6,582,348	338,793,862

報告第１号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

第三者行為による損害賠償請求における訴訟上の和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和３年２月 22 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長　　豊　田　　稔

（専決処分の理由）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第１項の規定に基づき、第三者行為による損害賠償請求における訴訟上の和解をすることについて、専決処分した。

専　決　処　分　書

水戸地方裁判所下妻支部令和元年(ワ)第189号損害賠償請求事件に関し、下記のとおり和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和2年12月16日

茨城県後期高齢者医療広域連合長　　豊　田　　稔

記

1　事件名

水戸地方裁判所下妻支部　令和元年(ワ)第189号損害賠償請求事件

2　当事者

原告　茨城県後期高齢者医療広域連合

被告　個人

3　事件の要旨

茨城県後期高齢者医療被保険者(以下「被害者」という。)が横断歩道を横断中、青信号を直進してきた被告が運転する普通乗用自動車が被害者に衝突し、被害者が受傷した。

原告は、代位取得した第三者行為による損害賠償請求権に基づき、被告に対し、損害賠償金19,953,729円の支払いを求める訴えを提起したものである。

4　和解内容

(1)被告は、原告に対し、請求額のうち7,000,000円を支払う条件で和解する。

(2)原告は、その余の請求を放棄する。

(3)原告及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほかに何ら債権債務がないことを相互に確認する。

(4)訴訟費用は、各自の負担とする。

5　和解理由

水戸地方裁判所下妻支部より上記の和解案が提示され、被害者の過失があることなどから、その内容が適当と認められるため。